前橋市立富士見中学校　　# いじめ防止基本方針　　令和７年度

本校は、国のいじめ防止基本方針（第１１条）、前橋市いじめ防止基本方針（第１２条）を参酌し、基本的な方針を定めるものとする。

＜　基本姿勢　＞

富士見中学校在籍生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるようにする。

《基本理念》　①未然防止　②早期発見　③解消

いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」を目指す。

※また、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもでも起こりえる」という認識をもって取り組む。

１　具体的支援

①・望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。
・月に１度のいじめアンケートを継続的に行う。
・SC、ODS、支援員、相談室担当で情報を共有し、機能的に生徒に関われるようにする。
・保護者との連携を図り、保護者と生徒を育てる指導ができるようにする。

②・子どもの声に耳を傾ける。（アンケート、生活ノート、個別面談　等）
・保護者と情報を共有する。（家庭訪問・電話連絡　等）

③・詳細な事実確認をする。
・生徒指導部会や学年会等で進め方を確認する。
・必要に応じして、外部機関に協力を要請する。

２　生徒の自主的な取組

○生徒が自主的・自発的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるようにする。
・いじめ防止強化月間の設置
・いじめ防止フォーラムの実施
・ネット上のいじめの防止

３　保護者・地域支援のための取組

・相談窓口の周知
・情報モラルの啓発
・広報紙やポスター等による情報の提供
・いじめ防止フォーラムへの参加
・長期休業中の地域パトロール

４　関係機関との連携

・警察との連携
・児童相談所との連携
・民生委員との連携

※いじめへの対処・防止への取り組み、必要に応じた計画を立てられているか、検証を行う。

○学年の組織での指導の強化・・・組織的指導
（学年会での情報交換、相談委員会での検討、**適応指導教室との連携**）
○個別支援の強化・・・担任、ODS の家庭訪問。相談室での支援。外部機関の活用。
朝の会の時点で、欠席や遅刻を把握できるよう全校職員が機能的に動く。
２日連続で欠席したら、担任や教育相談担当が連絡、家庭訪問する。
行けそうな授業、給食を促してみる。（無理はさせない）

＜　支援構造図　＞

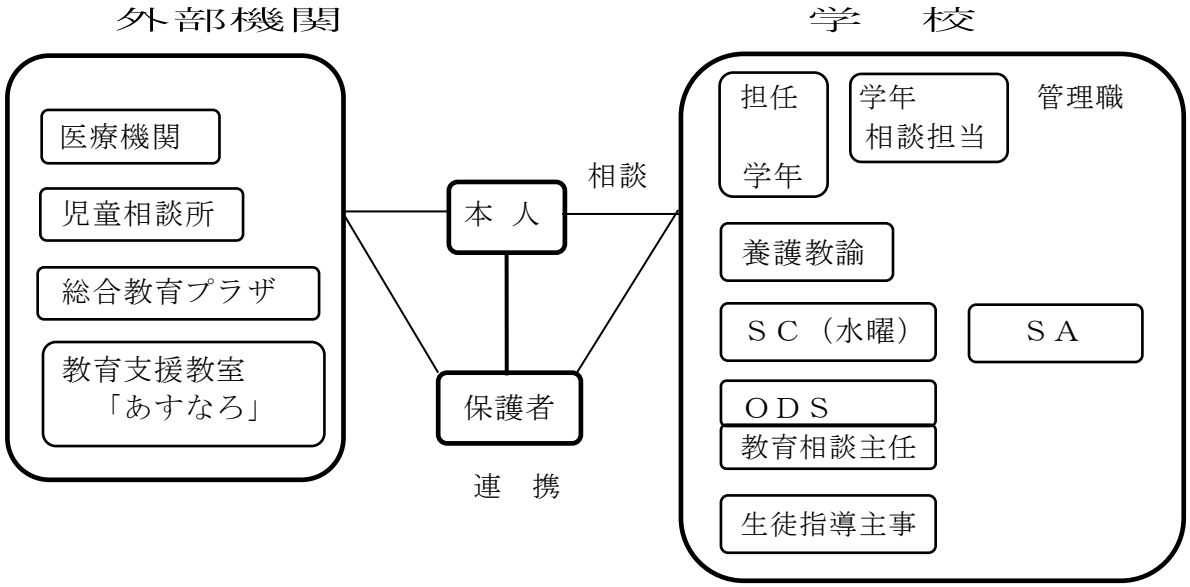

４　相談室の利用について
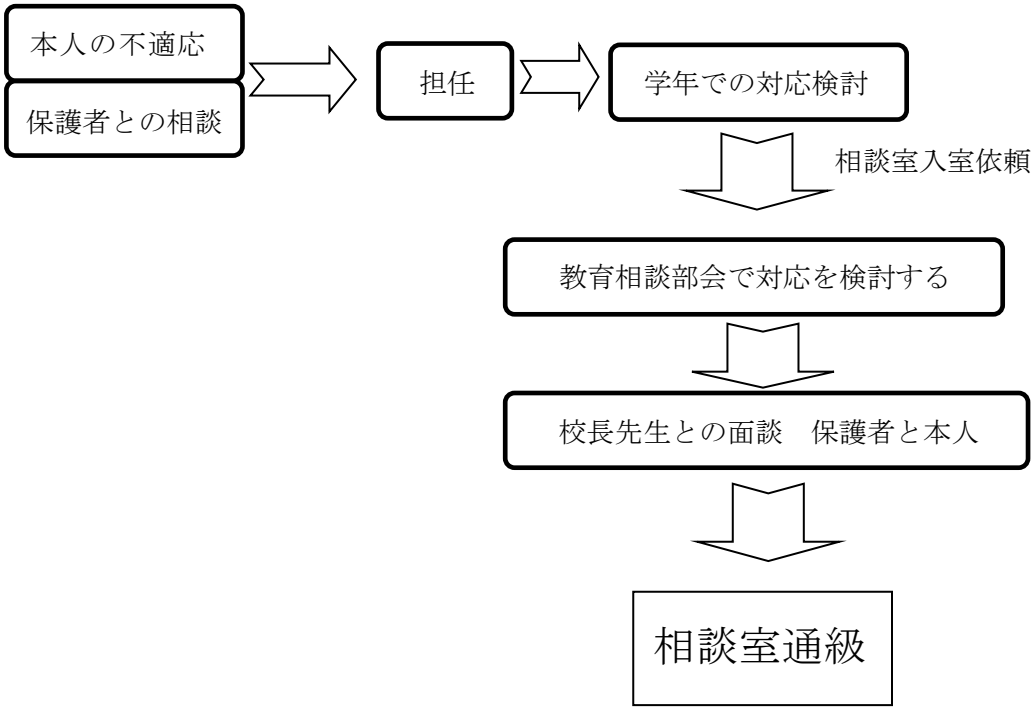
本人、保護者の申し出により、相談室で学習する。